

# 令和5年度 旧上田食肉衛生検査所汚染土壌深度調査業務仕様書

## 第1章 業務概要等

### 1 業務概要

本業務は、旧上田食肉衛生検査所において令和3年度に実施された土壌概況調査業務の結果を受け、深度方向の土壌汚染の範囲について把握することを目的とする。

### 2 委託業務名

令和5年度 旧上田食肉衛生検査所土壌汚染深度調査業務

### 3 調査対象地

上田市常磐城3-3-59（旧上田食肉衛生検査所 敷地内）

面積：2212.24平方メートル

（そのうち内、形質変更時要届出区域として410.7平方メートルが指定）

### 4 履行期限

契約日の翌日から令和5年7月31日まで

## 第2章 一般共通事項

### 第1節 総則

#### 1 適用範囲

（1）本仕様書は、長野県が実施する旧上田食肉衛生検査所の土壌汚染深度調査業務に適用する。

（2）本仕様書に定めのない事項は、下記要領等に基づき実施するほか、JISに定める試験法によるものとし、規格のないものについては、「地質調査の方法と解説（地盤工学会）」及び「土質試験の方法（地盤工学会）」の解説に準拠する。この他、発注者と受託者の協議により実施する。また、土壌汚染調査は、次の法令及び基準に準拠して実施するものとする。

ア 土壌汚染対策法、土壌汚染対策法施行令、土壌汚染対策法施行規則

イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省水・大気環境局土壌環境課）

#### 2 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、発注者と協議する。

#### 3 資料の提示

業務に必要な資料で長野県が所有している資料については、必要に応じて提示を行う。

#### 4 法令等の遵守

受注者は、調査の実施にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

#### 5 機密の保持

本契約に関し、業務内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならぬ

い。なお、業務が完了し、又は業務契約が解除された後においても同様とする。

## 6 業務完了報告

受注者は、業務完了後、業務完了報告書（様式任意）及び土壌汚染深度調査結果報告書（成果品：製本1部、写し1部及び電子データ1式）を提出し検査を受けるものとする。

## 第2節 調査の実施

### 1 業務実施機関

本業務の実施機関は、以下に示す要件を有すること。

- (1) 土壌汚染対策法に定められた指定調査機関であり、環境省の実施する土壌汚染調査技術管理者試験に合格した者を技術管理者に配置していること。
- (2) 計量法に基づく計量証明事業所[濃度（水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業）]において計量すること。

### 2 業務計画の提出

受託者は、調査に着手する前に、業務計画書を提出しなければならない。なお、業務計画書に記載すべき事項については下記のとおりとする。

- (1) 調査概要
- (2) 実施方針
- (3) 調査工程
- (4) 主要機材
- (5) 使用する主な図書及び基準
- (6) 連絡体制（緊急時を含む）
- (7) その他必要事項

### 3 確認及び立ち合い

受注者は、下記の場合には発注者に連絡し、確認及び立ち合いを受けること。

- (1) 調査対象地への現地調査を実施するとき
- (2) その他発注者が指示したとき。

## 第3節 安全管理

### 1 安全対策

履行場所においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災・盗難の防止、風紀・衛生等の取締り、その他について十分な注意を払わなければならない。

### 2 事故対応

- (1) 受注者は、事故等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに直ちに発注者及び関係機関に通報し、適切な処置を行うこと。
- (2) 受注者は、その責めを帰すべき事由により、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 第3章 特記仕様

#### 1 調査目的

本業務は、旧上田食肉衛生検査所において令和3年度に実施された土壌概況調査業務の結果を受け、基準不適合土壌のある範囲及び深さ、土壌汚染の状況、その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報をボーリングによる土壌採取及び地下水採取を行い測定することで把握することを目的とする。

#### 2 業務内容

本業務の数量表は別紙1、採取位置図等別紙2（調査地点図）に示す。

##### (1) 位置測量

試料採取を行う区画については、土壌汚染状況調査で実施した単位区画を測量にて復元し、調査実施者による差が生じないように設定を行う。

##### (2) 土壌資料採取及びボーリング

土壌試料採取及びボーリングは、土壌概況調査において基準不適合であった地点においてボーリングによる調査を実施する。

なお、ボーリングの深度調査は、原則として土壌表面を基準に一定深さ1メートルごとに試料を採取し、帯水層の底面が10メートル以内に認められる場合は、帯水層の底面の土壌を採取して終了する。

##### (3) 土壌分析

溶出量試験 鉛及びその化合物 40 検体

##### (4) 地下水試料採取

地下水試料採取は、ボーリング掘削時に帯水層の位置にスクリーンを取り付けたケーシングを掘削孔内に挿入し採取する。

##### (5) 地下水分析

鉛及びその化合物 4 検体

##### (6) 観測井の設置

汚染土壌の除去後に、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態であることを確認できる観測井を設置する。観測井はA4-1区画の地下水下流側に1か所、B1-7、B2-1、B2-2区画の地下水下流側に1か所設置する。

##### (7) その他

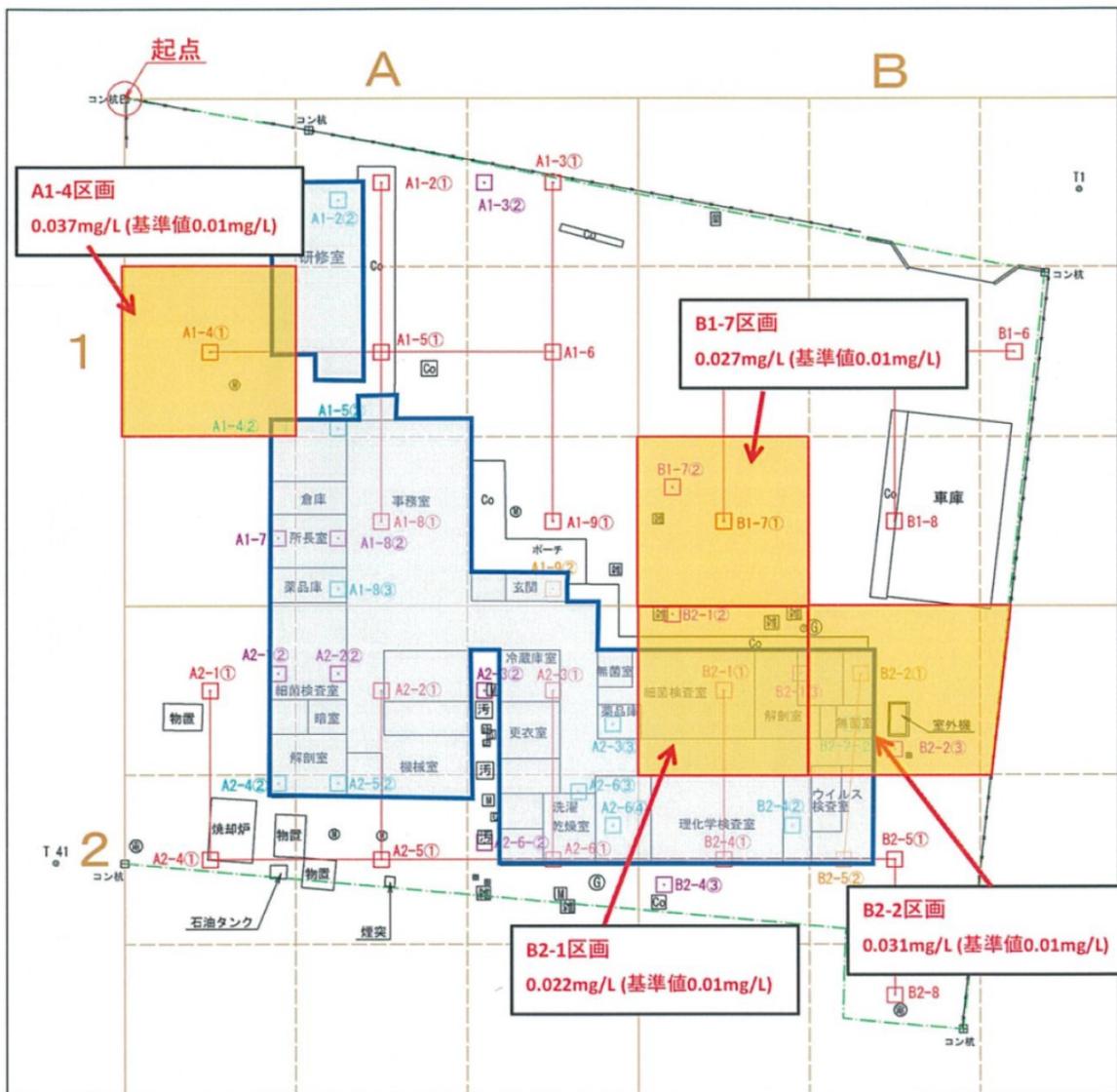
調査箇所および掘削深度等の詳細については、協議の上決定すること。

#### 3 打合わせ協議

調査着手前に実施するものとするが、必要に応じて実施するものとする。

調査項目	地点名				数量計
	A1-4	B1-7	B2-1	B2-2	
位置測量（地点）	1	1	1	1	4
土壌試料採取及び ボーリング（GL-〇m）	10	10	10	10	40
土壌分析（溶出量試験） 鉛及びその化合物（検体）	10	10	10	10	40
地下水試料採取（地点）	1	1	1	1	4
地下水分析 鉛及びその化合物（検体）	1	1	1	1	4
観測井の設置	1	1			2

表 1 数量表



旧上田食肉衛生検査所建物配置

鉛及びその化合物 土壌溶出量基準超過  
すべて配管下(表層-0.8m~1.3m)

調査地点図